

いわき市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

いわき市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和44年いわき市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条の4中「315,000円」を「33万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後のいわき市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（次項において「新規則」という。）第7条の4の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じたいわき市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年いわき市条例第84号）第6条第7号に規定する葬祭補償（以下この項及び次項において「葬祭補償」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前のいわき市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第7条の4の規定による金額により支給されたもの又はいわき市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（昭和49年いわき市規則第3号）附則第2項の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第7条の4の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。